

## ごみ収集・処理時の火災・発火防止対策

### (1) 趣旨


- 平成30年度以降、不燃ごみ・粗大ごみの収集時や破砕処理時に、小型充電式電池や充電式の家電製品により、火災・発火事案が急増している。
- 不燃ごみ・粗大ごみからこれらを効果的に取り除くため、新たな分別区分「電池類」を新設するとともに、充電式家電の拠点回収等を実施する。

### (2) 変更の内容

#### ア 電池類一括収集

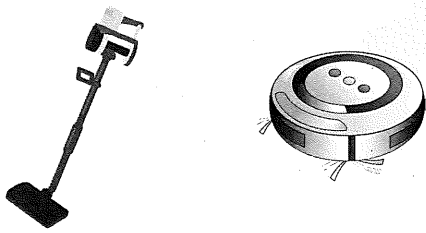
品 目	分別区分	
	現 状	変 更 後
アルカリ乾電池 マンガン乾電池 	不燃ごみ	電池類（新設）  ※透明・半透明袋で排出  ※週1回、プラスチック製容器包装と同じ日に各戸収集
リチウム電池 (充電ができないもの) 	発火性危険物	
ボタン電池 	電池回収缶に入れる (ホームセンター などに設置)	
小型充電式電池   スリーアローマーク	回収拠点に持ち込む (各環境事業所、 電器店など)	

イ 小型家電回収の拡充

区 分	内 容
回収品目	<p>携帯電話、スマートフォン、パソコン等の特定対象品目から、新たに、ハンディ扇風機、電動工具等を含む小型家電リサイクル法対象品目（ただし、大きさが概ね縦15cm×横40cm×奥行25cm以内のものに限る。）に拡大                      &lt;新たに対象とする品目例&gt;</p> <div style="text-align: center;">  </div>
回収方法	<p>総合スーパーや区役所等56箇所に加え、各区の環境事業所において回収</p>

(注) 特定対象品目とは、国がガイドラインで資源性と分別のしやすさから特にリサイクルするべきものとしている品目である。

ウ 充電式家電の拠点回収

区 分	内 容
回収品目	<p>小型家電のサイズより大型で充電式電池を使用したハンディ掃除機、ロボット掃除機等の小型家電リサイクル法対象品目を充電式家電として新設                      &lt;回収の対象とする品目例&gt;</p> <div style="text-align: center;">  </div>
回収方法	<p>各区の環境事業所において引き取り（粗大ごみの場合は粗大ごみ処理手数料が不要）</p>

(3) 今後の予定

時 期	内 容
令和4年 3月から4月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広報なごやで変更内容を周知</li><li>・ 市公式ウェブサイト、資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」等での広報を開始</li></ul>
令和4年4月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 小型家電回収の拡充及び充電式家電の拠点回収の実施</li></ul>
令和4年 6月から7月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広報なごやで変更内容を周知</li><li>・ 市公式ウェブサイト、資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」等での広報を開始</li></ul>
令和4年7月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 電池類一括収集の実施</li></ul>